

## 国際ロータリー第 2650 地区 リーダーシッププラン要項

- 1：目的
- 2：諮問委員会
- 3：ガバナー補佐
- 4：地区委員会
- 5：地区研修委員会
- 6：長期ビジョン検討委員会
- 7：附則

### 1：目的

RI 第 2650 地区は、1996 年 2 月 RI が採用した「地区リーダーシッププラン」構想に基き、以下に細目を定めてこのプログラムの効果的な活用を図る。

### 2：諮問委員会

- (1) ガバナーの諮問に応じ、次期ガバナーの指導、拡大、地区大会、弱体クラブの指導などについて答申あるいは助言を行う機関として、RI 第 2650 地区に「諮問委員会」を置く。
- (2) 諮問委員会は地区内クラブの現ロータリークラブ会員である元ガバナー全員によって（以下パストガバナーと言う）構成される。
- (3) 諮問委員はガバナーの委嘱を受け、地区委員会を指導・助言し、担当諮問委員を務めるとともに地区財団委員長や地区プログラムの委員長を務めることもある。

### 3：ガバナー補佐

#### (1) ガバナー補佐の責務

ガバナー補佐はガバナーエレクトにより任命され、指定されたクラブの運営に関してガバナーを補佐する責務を担う。ガバナー補佐は、次のような責任がある。

- a) 次期クラブ会長と会い、毎年クラブリーダーシッププランの推進、実施、見直しを行い、クラブの目標について協議し、ロータリー章典の第2.010.1.「機能の喪失」について再吟味する。
- b) 各クラブがロータリークラブ・セントラルに目標を入力し、監視することを奨励する。
- c) 定期的に各クラブを訪問し、クラブの活動やリソース、機会について協議を行う。

- d) ガバナーの公式訪問のスケジュール作成や計画作成においてクラブリーダーをサポートし、ガバナーの公式訪問に関連した各クラブ協議会に出席する。
- e) 地区の目標設定を支援する。
- f) クラブの進捗について常にガバナーに知らせる。
- g) クラブは定期的に会員資格に関する情報をアップデートし、未払金を期限内に必ず支払うこととする。
- h) 担当の地区委員会と協力してクラブレベルの研修を調整する。
- i) 地区リーダーシップとクラブリーダーシッププランとすべての適切なRIのオンラインツールとリソースの推進。
- j) 地区委員会の選考に関して次期ガバナーに助言する。
- k) 地区大会およびその他の地区そして国際会合に出席するとともに、これらへの出席を推進する。
- l) 地区活動に参加し、全ての研修セミナーに出席する。
- m) 次期ガバナー補佐や委員会メンバーの推薦をする。

(2) ガバナー補佐の人数

当RI2650地区におけるガバナー補佐の人数は14名とし、それぞれの担当地区の中より選任されるものとする。

滋賀県	3名
京都北部	1名
京都市域	3名
京都南部	<u>2名</u>
奈良県	2名
福井県	3名

(3) ガバナー補佐の担当区域および担当クラブ

各ガバナー補佐の担当区域および担当クラブを次の通りとする。ただし、Eクラブはガバナー直轄とする。

滋賀県

- 第1グループ【6 RC】 大津・草津・大津西・大津東・高島・大津中央
- 第2グループ【7 RC】 近江八幡・水口・守山・野洲・栗東・びわ湖八幡・湖南
- 第3グループ【8 RC】 長浜・彦根・東近江・長浜東・彦根南・五箇荘能登川・長浜北・八日市南

京都府

- 京都北部【7 RC】 福知山・舞鶴・綾部・宮津・京丹後・舞鶴東・福知山西南
- 京都市域
- 第1グループ【7 RC】 京都・京都北・京都洛中・京都紫野・京都中・京都紫竹・京都モーニング
- 第2グループ【8 RC】 京都西・京都西南・京都西北・京都洛西・京都桂川・京都嵯峨野・京都平安・京都さくら
- 第3グループ【9 RC】 京都南・京都東・京都東山・京都伏見・京都洛北・京都洛南・京都洛東・京都北東・京都朱雀

京都南部

- 第1グループ【6 RC】 宇治・京都市域・京都八幡・京都山城・宇治鳳凰・京都田辺
- 第2グループ【5 RC】 京都乙訓・亀岡・京都西山・園部・亀岡中央

奈良県

第1グループ【7RC】奈良・大和郡山・奈良西・生駒・奈良大宮・平城京・奈良東

第2グループ【7RC】橿原・五條・大和高田・桜井・やまと西和・あすか・  
やまとまほろば

福井県

第1グループ【7RC】福井・勝山・大野・福井南・福井東・福井フェニックス・  
福井あじさい

第2グループ【7RC】鯖江・福井北・三国・丸岡・福井西・鯖江北・福井水仙

第3グループ【5RC】武生・敦賀・若狭・武生府中・敦賀西

ガバナー直轄【1RC】日本ロータリーEクラブ2650

#### (4) ガバナー補佐の資格条件

ガバナー補佐の資格を条件を次のように定める。

- a) 少なくとも3年間、名誉会員以外の会員身分で地区内クラブに所属している瑕疵なき会員であること。
- b) クラブ会長を全期務めた経験があること、または創立日から6月30日までの全期間（最低6カ月間）を通してクラブの創立会長を務めた経験があること。
- c) ガバナー補佐の責務を受諾する意思と能力があること。
- d) クラブまたは地区レベルで卓越した業績を上げていること。
- e) 将来の地区指導者として有望であること。

#### (5) ガバナー補佐の任期

ガバナー補佐の任期は、1年任期を3期まで務めることができる。ガバナー補佐は、最後の1年任期を務めた2年後に、更にもう一度1年任期を3期まで務めることができる。

元地区ガバナーをガバナー補佐に任命しないことが推奨されている。地区は、ガバナー補佐が使う資金の支援について決定する責任がある。

#### (6) ガバナー補佐の指名手続及び任命

6-1 当地区は毎年、その任期が始まる前年に、指名委員会手続によってガバナー補佐を指名し、ガバナーエレクトが任命するものとする。

6-2 ガバナー補佐指名委員会は7名で構成し、各府県から必ず1名のパストガバナーが委員として選ばれるものとする。

ガバナー補佐指名委員会の構成は、ガバナー、ガバナーエレクト及び、各府県選出の委員5名で構成し、それぞれの府県選出の委員はそれぞれの府県で就任時期の最も新しいパストガバナーとする。

ただし、指名委員会の議長はガバナーが務めるものとする。

6-3 ガバナー補佐指名委員会は、当該ガバナーエレクトの就任後のできるだけ早い時期に開催する。

6-4 各クラブは、その担当地域のガバナー補佐が退任する場合は、指名委員会に対して推薦することができる。ガバナーエレクト事務所より、該当するクラブに対してガバナー補佐推薦依頼を、その任期が始まる前年の5月末日までに発信する。

6-5 各クラブはそれぞれの理事会の承認を得て、定足数を満たした例会において、3分の2以上の賛成を得て、そのクラブ会員を候補者に推薦できる。

その場合、クラブ会長・幹事の署名した推薦書面および候補者の履歴書を、ガバナー事務所まで提出しなければならない。

なお、推薦状締切りは、その任期が始まる前年の7月31日までにガバナー事務所必着とする。

6-6 クラブからの推薦の有無に拘わらず、地区ガバナー補佐指名委員会においても、それぞれのガバナー補佐候補者を推薦できるものとする。

#### (7) ガバナー補佐の研修

7-1 ガバナー補佐は着任前の適当な時期に「ガバナー補佐研修セミナー」に出席しなければならない。

7-2 ガバナーエレクトは地区研修リーダーを委嘱し、地区研修リーダーと共にガバナー補佐研修プログラムを開発し、実施する。

7-3 ガバナー補佐研修リーダーはパストガバナー、ガバナーの内より選任され、ガバナーエレクトとともにこれを務める。

7-4 ガバナー補佐研修の内容は次の通りとする。

- ・地区の目標をガバナーと一緒に計画すること。
- ・任務と責務に関すること。
- ・ガバナーとガバナー補佐の関係に関すること。
- ・クラブ管理監督に関すること。
- ・ガバナー公式訪問に際し、クラブの諸事項についてガバナーへの助言の方法。
- ・公式訪問のシステム。
- ・RI テーマと会長賞（会長賞がある場合）に関すること。
- ・地区財務に関すること。
- ・会員増強と拡大に関すること。
- ・ロータリー情報 / 援助源（ロータリー財団を含む）に関すること。
- ・RI プログラムに関すること。
- ・財団プログラム。
- ・RI 会合（国際大会、会長主催会議、その他）
- ・RI 実行グループ、各種地区委員会とクラブとの関連に加わること。
- ・その他

#### 4：地区委員会

(1) RI が定める「地区リーダーシッププラン」に基づき、当第 2650 地区に適合する地区委員会を別紙の通り定める。

(2) ガバナーエレクトは、前年度 12 月までに、地区委員長、同副委員長、同委員を任命するものとする。

- (3) 委員会が効果的にあるためには、指導者に継続性を持たせるものとする。はじめにガバナーエレクトは、各地区委員会に、最低 3 人の委員を任命するものとする。そのうちそれぞれ少なくとも 1 人は 1 年の任期を務め、1 人は 2 年の任期を務め、1 人は 3 年の任期を務めるものとする。以後、年々任務に就くガバナーが、空席を埋めるために、3 年の任期を務めるロータリアンを少なくとも 1 人任命するものとする。各年度、ガバナーは各委員会の委員の 1 人を委員長に任命する。
- なお、最初の委員は、3 分の 1 はガバナーエレクトが指名し、3 分の 1 は委員長が推薦、残り 3 分の 1 は地区内のバランスを考え、ガバナーエレクト事務所が推薦し、ガバナーエレクトに提出するものとする。ガバナーエレクトはこれらを参考に、委員を任命する。
- (4) DLP による地区委員会は、CLP による（簡素化された）クラブの常任委員会を支援するものとする。（RI 資料参照）

## 5：地区研修委員会

- (1) ガバナーは、ガバナーエレクトの推薦に基づいて、地区研修委員会の委員長を務める地区研修リーダーを毎年任命しなければならない。地区研修リーダーは、研修委員会の委員長を務め、必要に応じて研修会合や行事の責務を割り当てる。委員会は、ガバナー及びガバナーエレクトを補佐して、クラブや地区指導者の研修にあたる責任がある（ロータリー章典 17.020.3）
- (2) 任務および責務
- a) 委員会は、ガバナーエレクトと協力し、現ロータリー年度、地区内における以下の研修の必要性に対応しなければならない。
- 1) PETS
  - 2) 地区研修・協議会
  - 3) 地区チーム研修セミナー（ガバナー補佐の研修を含む）
- b) 委員会は、ガバナーと協力し、現ロータリー年度、地区内における以下の研修の必要性に応じなければならない。
- 1) 地区指導者育成セミナー
  - 2) ローターアクト指導者育成研修
  - 3) 適宜、地区内におけるその他の研修会
- c) 委員会は、また、地区ロータリー財団セミナーおよび地区会員増強セミナーへの二次的な責任を持つことがある。これらの会合の第一責任は、他の地区委員会が負う。研修委員会は、研修に関連した問題にとりくんでもよい。
- d) ガバナーの指示に基づき、委員会は以下に挙げる事項の 1 つもしくはそれ以上に責任を持つ。
- 1) プログラム内容（理事会推奨のカリキュラムに準拠する）。
  - 2) 研修会を実施する。
  - 3) 後援者やその他のボランティアを見つける。

- 4) 研修リーダーとしての準備や心構えを整えさせる。
- 5) プログラム評価
- 6) 諸準備

6：長期ビジョン検討委員会

- (1) RI 第 2650 地区の指導者の連続性を確実にし、5年に亘る継続的な目標、計画、事業展開を検討するために「長期ビジョン検討委員会」を設置する。
- (2) 当委員会は直前ガバナー、現ガバナー、ガバナーエレクトの3名を常任委員とし、必要に応じて、検討する分野に造詣の深いパストガバナーやガバナー補佐、あるいは地区委員長等を臨時委員とすることができる。
- (3) 委員会の事務は、ガバナー事務所が行う。

7：附則 本プランは、2016年7月1日より実施する。

2001年10月1日制定  
2003年8月23日改定  
2005年8月27日改定  
2007年8月25日改定  
2010年3月29日改定  
2010年12月18日改定  
2011年12月10日改定  
2013年7月1日改定  
2014年12月6日改定  
2015年3月16日改定  
2016年4月17日改定